



発行 東京都

目次

告示

○市街地再開発組合の定款の変更認可……………

……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定の一部解除……………

……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………

……………(同)……………

○多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限……………

公告

○都市計画事業の施行……………(建設局道路建設部管理課)……………

告示

●東京都告示第三百四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき千住一丁目地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年八月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

千住一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年四月十三日から令和二年九月三十日まで

三 施行地区

足立区千住一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

足立区島根一丁目二番三号

平成二十八年四月十三日

五 定款の変更の認可の年月日

令和元年八月十三日

●東京都告示第三百五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第六百八

十一号により指定した区域の全部及び平成三十年東京都告

示第七百七十八号により指定した区域の一部の指定を解除

するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項

の規定により、次のとおり告示する。

令和元年八月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(中央区勝どき四丁目地内)

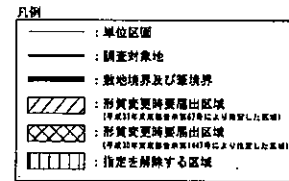
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその

化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

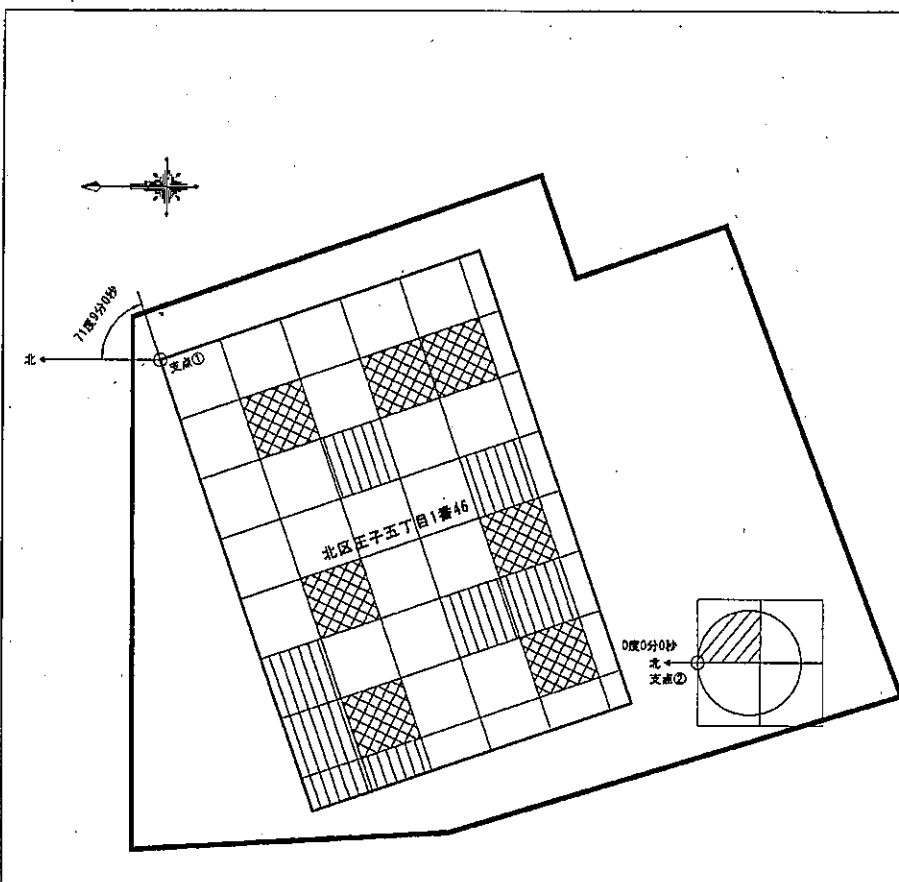
別図



支点
 支点① X座標-26143.827 Y座標-8915.105
 支点② X座標-26225.795 Y座標-8963.058
 座標は、測量法(昭和24年法律第185号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

支点①地子の回転角度(71度9分0秒)
 地子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている地子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

支点②地子の回転角度(0度0分0秒)
 地子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている地子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



告示(内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第三号
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、漁業権の行使の制限について、次のとおり指示する。
 令和元年八月十三日
 東京都内水面漁場管理委員会
 会長 安 永 勝 昭

(漁業権の行使の制限)
 一 内共第十三号及び内共第十四号による第一種共同漁業の免許を受けた者は、当該免許の漁場の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。
 (指示の有効期間)
 二 この指示の有効期間は、令和元年九月一日から令和二年八月三十一日までとする。

公 告

都市計画道路路事業の施行について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
 令和元年八月十三日
 東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の 別表のとおり
 種類及び名称
 二 施行者の名称 東京都
 三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号
 四 事業地の所在 別表のとおり